

(3) 外国の警察機関の訪問先

ア NCIS (英国)

- a 訪問日時 平成 14 年 9 月 3 日 10:00~12:30
- b 面会者 ・ ゲール・ケント氏
・ デヴィッド・ロー氏
- c NCIS の概要および活動

NCIS は、犯罪捜査に関して、Interpol や外国の警察機関との情報交換、連絡調整を行う国家の情報機関であり、本来的には警察機関ではない。国内の犯罪捜査に関してはそれぞれの地方警察が行っている。児童ポルノなどの違法コンテンツの通報も、IWF は国内のサーバにホスティングされているものは、NCIS ではなく、まず地方警察であるロンドン警視庁に通報し、そこから管轄の地方警察に通報するというシステムが取られている。NCIS に通報されるのは外国のサーバにホスティングされているものだけである。通報されたコンテンツに対して、NCIS から Interpol 経由で各国の警察に通報されることになる。

なお NCIS にとっても、こうした違法コンテンツの確認には時間がかかるため、NCIS にとって IWF の存在は重要なものと認識し、今後もより緊密な関係を模索しているところとなっている。

イ BKA (ドイツ連邦警察)

- a 訪問日時 平成 14 年 9 月 6 日 14:00~16:00
- b 面会者 ・ リチャード・モーベル氏
・ バーナード・ローズバッハ氏 他
- c BKA の概要および活動

ドイツには各州の地方警察がありそれぞれの州を担当しているが、BKA は犯罪捜査に関し外国警察との情報交換および連絡調整を行っている。担当する事務として児童ポルノの違法コンテンツがあり、Jugendschutz.net との関係も密接なものとなっている。

BKA の取組みはホットラインではないが、自らのホームページに児童ポルノ通報受理フォームを設けており、一般市民からの通報も受け付け、これを端緒に捜査を行うこともある。しかし膨大な事務量の中で、これら一般市民から受け付ける通報は確度が低く、捜査上成功しないことが多いが、Jugendschutz.net からの通報は確度が高く、捜査上も効率的となっているため、Jugendschutz.net の存在は、BKA にとっても重要なものとなっている。

2 外国のホットラインと警察との関係

(1) 米国 (NCMEC と警察との関係)

- WEB での通報受理システム「Cyber Tipline」のデータベースには、FBI、税関局、郵便捜査局の 3 つの機関がアクセスできるようになっている。
- 国内の違法コンテンツの場合は、NCMEC から直接地方警察に通報しているが、国外である場合には、その国の法執行機関に直接連絡している。これは、Interpol 等を通じて行くと、その情報がいくつもの組織を経由した後、当該国

の警察に伝わることになるため、情報伝達が遅れることから、このような方式を採用している。

(2) 英国 (IWF と警察との関係)

- IWF から ISP への違法コンテンツ通報に関しては、IWF ではまず警察機関に通報した 48 時間後に ISP に通報するシステムを取っている。これは、すぐに ISP に通報すると、ISP 側で削除の義務が生じてしまうことから、証拠の保全上のためである。

(3) アイルランド (IAB と警察との関係)

- IAB には、警察からの代表者も参加しているが、警察サイドでは違法性を判断するのは警察であるとの認識があり、両者の意見が食い違う時もあるが、このような場合は両者で協議して決している。
- IAB の下に小委員会があり、その 1 つにサイバー犯罪小委員会がある。委員会には警察、司法省及び ISP が参加しており、警察と ISP 間の連絡に関する問題を協議し、実務面において、両者の良好なコミュニケーションを図る場となっている。

(4) フランス (AFA と警察との関係)

- 通報が来ると、そのコンテンツについて発信元サイトを確認し、AFA において第 1 次的に違法性の判断を行う。通報先は次の通りである。
 - ・ 国内サーバにホスティングされている場合
ホスティングされている ISP が AFA のメンバーであれば、当該 ISP と国家警察に、そうでなければ国家警察のみに通報する。
 - ・ 国外サーバにホスティングされている場合
ホスティングされている ISP の存する国に、INHOPE のメンバーになっているホットラインがあれば、当該国のホットラインに通報し、そうでなければ国家警察のみに通報する。
- AFA は、児童ポルノの違法画像所持を免責されていないため、ISP が警察での捜査に必要な時間だけ保存している。これによって ISP が違法とされることはないが、ISP と警察との信頼関係で成り立っていることである。なお、ISP の当該違法コンテンツの削除時期については警察に委ねているが、ISP が混乱しないようにコーディネートするのが AFA の役割となっている。
- フランスには、AFA のほかに後発の組織としてフランス政府のホットラインがあるが、AFA と警察との関係は深い。それは、政府ホットラインが設立された際にも、AFA はホットライン業務を中止しようという動きもあったが、警察から存続の要請があったことから、窺うことができる。

(5) ドイツ (Jugendschutz.net と BKA との関係)

- Jugendschutz.net から ISP への違法コンテンツ通報に関しては、英国と同様に、証拠保全上の観点から、まず警察機関に通報した後に ISP に通報するシステムを取っている。

○ 外国のホットライン概要比較表

	米国NCMEC	英国IWF	ドイツjugendschutz	フランスAFA	アイルランドISPAI
運営形態	NPOだが、連邦機関として扱われている	独立機関	連邦政府が設立した公共機関	ISP業界団体が運営	ISP業界団体が運営
ホットライン設立年月	1998年3月	1996年9月	1999年	1998年	1999年12月
ホットライン年間予算	200～300万ドル (約2億4千万～3億6千万円)	50万ポンド (約9千5百万円)	7万ユーロ (約850万円)	3万500ユーロ (約420万円)	12万ユーロ (約1億5千万円)
ホットラインのコスト負担元	財務省	インターネット業界 (政府からの資金援助なし)	ドイツ各州(16州)からの資金(50%)とEUからの助成金(50%)	ISP会員からの会費(50%)とEUからの助成金(50%)	ISP会員からの会費(50%)とEUからの助成金(50%)
ホットライン人員数	20名	8名	10名(ホットライン以外の業務含む)	2名	1名
年間通報件数	24,479件 (2001年)	11,357件 (2001年)	1,767件 (2001年6月～11月の半年間)	1,446件 (2002年)	378件 (2000年)
対象とするコンテンツ	—児童ポルノ画像の所持・製造・頒布 —オンライン上での児童の性的誘惑 (オフラインの児童性的虐待についても受け付けている)	—児童虐待の画像 —獣姦画像、性器を露出した画像等の他の違法ポルノ —人種差別を含むコンテンツ	—児童ポルノ —暴力ポルノ —人種差別 —極右主義 —成人ポルノ等	—児童ポルノ —人種差別 (その他、インターネットトラブルに関する通報も受け付けている)	—児童ポルノ
通報の振り分け先	—国内コンテンツの場合は管轄の法執行機関(FBI、税関局、郵便捜査局、州警察、地方警察)に通報 —国外コンテンツの場合は当該国の法執行機関に通報 —通報データベースにはFBI、税関局、郵便捜査局の3つの連邦機関がアクセス可能	—国内コンテンツは始めロンドン警視庁に、48時間後にISPに通報 —国外コンテンツはNCISIに通報	—国内コンテンツ(完全に違法)は始めBKA(連邦警察)に、その後ISPに通報 —国内コンテンツ(児童に対して違法)はコンテンツプロバイダに勧告 —国外コンテンツはINHOPEメンバーに通報(当該国にINHOPEメンバーがある場合)	—国内コンテンツは国家警察に通報、ISPがAFA会員の場合は当該ISPにも通報 —国外コンテンツは当該国にINHOPEメンバーがある場合は当該INHOPEメンバーに通報、ない場合は国家警察に通報	—国内コンテンツは警察とISPに同時に通報 —国外コンテンツはINHOPEメンバー、Interpol等に通報
違法コンテンツ所持の免責	法執行機関(FBI、税関局、郵便捜査局)からの出向者のみならず、民間人についても児童ポルノ所持は免責とされている。但し、法律で定められている訳ではない	非公式な合意の下で免責とされている		免責ではないため、違法画像は保持しない	法律上、児童ポルノ犯罪の防止を目的とした善意の行動の一環として児童ポルノを所持することは免責とされている
ISPの義務	ISPは児童ポルノ画像を発見した場合、NCMECに通報する義務がある [法的義務・未発効]	ISPに通知があった場合は、違法コンテンツを削除しなければならない [法的義務]	ISPに通知があった場合は、違法コンテンツを削除しなければならない [マルチメディア法]	特になし	ISPに通知があった場合は、違法コンテンツを削除しなければならない [自主規制]
人口	約2億8,142万人	約5,950万人	約400万人(ドイツ連邦全体で約8,202万人)	約5,889万人	約379万人
インターネット人口	約1億6,575万人	約3,430万人	約3,210万人(ドイツ連邦全体)	約1,697万人	約131万人

注)ドイツjugendschutz.netの概要は、ラインラント・ファルツ州のみの規模